



③ (60) - (108 ~) (130前) (246)

④ 共謀 { 「正犯」イシ: 甲
 「共同～実行」行為 ↓ イシ: 甲 乙
 ↓ 事実

・「自己のイシにより」
 ・「犯罪を中止した」

に基^て (108) 「放火」(実) = T_b 的结果発生の现实的危険ある行為 ②

④ 「して」(結果): 0

① 「現に人が住居に使用し又は現に人がいる建築物へを」 (一体)
 B 甲宅 乙宅 ← 乙物置

③ 「焼損した」: 独燃

故意: 窓 (108) ≠ 国甲 (109 I) 乙 (109 I) ← (115)

[設問1]



((197 I 但) 強制の処分) ← → (197 I 本)

→ 「法～定」 「タイホ」(199 ~) ※ (199 I 本・II 但)

期間制限 C 「ギ」勾留 (207 ~ 60)

↓
 9イホ・勾留一回性の原則
 一罪一タイホ一勾留の原則 不当にし返さない
 再タイホ、再勾留禁止 " ← (197 III 142 但)
 ◎再9休
 再勾留

[設問2]

丁所

1

甲(弁)

VS

P

2

「許されん！」

「許される！」

3

(317)

4

「事実認定は」

有罪無罪・量刑區画す：甲の犯人性

・「証拠による」

